

# 令和8年度札幌市求人情報発信補助金 対象事業者確認チェックシート

令和8年度札幌市求人情報発信補助金（以下、補助金という）の対象事業者を確認するためのチェックシートです。  
下記の各項目に該当するか、事前にご確認ください。チェック内容は、補助金対象事業者の要件になります。

※申請前に『交付要綱』、『申請の手引き』を必ずご確認ください。

以下の要件を全て満たす事業者が対象です。

I. 下記の1または2のいずれかに該当する「中小企業等」である。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人

※いわゆる「みなし大企業」に該当する場合があります。（以下、「※みなし大企業の定義」を確認ください。）

中小企業基本法における中小企業の範囲		
※AまたはBの要件を満たす企業が中小企業となります。		
業種	A.資本金または出資金額	B.常時雇用する従業員
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

2. 常時雇用する従業員が100人以下の法人等

法人等	根拠法令
一般社団法人及び一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第22条又は第163条の規定により
弁護士法人	弁護士法第30条の2第1項で定めるもの
監査法人	公認会計士法第34条の2の2第1項に定めるもの
税理士法人	税理士法第48条の2で定めるもの
行政書士法人	行政書士法第13条の3で定めるもの
司法書士法人	司法書士法第26条で定めるもの
特許業務法人	弁理士法第37条第1項で定めるもの
社会保険労務士法人	社会保険労務士法第25条の6で定めるもの
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士法第26条で定めるもの
医療法人	医療法第39条で定めるもの
学校法人	私立学校法第3条で定めるもの
社会福祉法人	社会福祉法第22条で定めるもの
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定めるもの
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第2項で定めるもの。
労働者協同組合	労働者協同組合法に基づいて設立した法人
その他市長が適当と認めるもの	

II. 次の各号のいずれかに該当する者ではない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者
- (4) 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- (5) その他市長が不適当と認めるもの

以下の要件を全て満たす事業者が対象です。

Ⅲ. みなし大企業ではない（以下、みなし大企業の定義に該当しない）。

<みなし大企業の定義>

- ①発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、大企業の所有に属している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※みなし大企業の確認方法

1. 株主が法人の場合、該当する法人の「企業名」「主業種」「資本金」「従業員数」を記載してください。  
(※株主名簿に記載の全ての法人株主について記載してください。)

企業名	主業種	資本金	従業員数

※上記記載の企業について、要件Ⅰの中小企業等に該当しない場合は大企業とみなします。定義①②に該当する場合は、みなし大企業となります。

2. 登記簿謄本の「役員に関する事項」について、登記されている役員が他企業の役員又は職員を兼ねている場合は、該当の「役員名」、兼務先の「企業名」「主業種」「資本金」「従業員数」について記載してください。

役員名	企業名	主業種	資本金	従業員数

※上記記載の役員が兼務している企業が、要件Ⅰの中小企業等に該当しない場合は大企業とみなします。定義③に該当する場合は、みなし大企業となります。

Ⅳ. その他、交付要綱第3条により、対象となる事業者であること

- (1) 過去に本市の求人情報発信補助金の交付を受けた事業者ではない。
- (2) 令和8年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。
- (3) 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
- (4) 令和8年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと  
(代表者が同一の場合、いずれか1社のみ申請可)。
- (5) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
- (6) 市税を滞納している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (10) 札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）第5条第3項第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (11) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
- (12) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (13) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。